

## 国際物理オリンピック 2023 記念事業に関する募集要項

一般社団法人国際物理オリンピック 2023 記念協会

### 【趣旨・目的】

国際物理オリンピック 2023（以下「IPhO2023」という。）記念協会は、2023年7月に我が国で初めて開催された「第53回 IPhO2023 日本大会」を記念して、理工学、特に物理学及び関連分野における、次世代人材（中・高校生）の育成に係る活動の支援等を通じて支援する我が国の科学技術の発展に寄与することを目的とする。

### 【支援対象として想定する事業】

支援対象としては、理工学、特に物理学及び関連分野の優れた能力、グローバルな視点を有する次世代の人材育成に資する取り組みを想定している。その事業を通して、得られた知見等が広く我が国の物理教育分野に普及・還元され、中・高校生の目的意識、意欲・能力の向上に寄与することが期待される。

支援対象事業の類型として、以下の何れかを選択し、取り組みの内容として ○印の例示を参考に、具体的な計画を記述してください。

#### 1) 次世代の人材育成

- 中・高校生の物理や関連分野に対する優れた能力を伸ばし、先端科学の発展に資する次世代の人材を育成する取り組み
- 中・高校生が物理を学ぶための動機付けとなるような啓発的な取り組み
- IPhO2023 日本大会で出題された実験キットを活用して、中・高校生の物理に対する意欲や興味を起こさせるような取り組み

#### 2) 教育方法の改善

- 学習指導要領の物理の目標には「観察や実験を行う」と記載されているが、高校では実験が十分に実施されていないのが現状であり、この状況を改善するための取り組み
- 先生と生徒が明確な目標を持って実験に取り組めるような教材の開発
- 先生が自信を持って実験指導に取り組めるよう、実験指導の経験を積むための支援

#### 3) ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（Diversity Equity and Inclusion: DE&I）（以下、「ダイバーシティ等」という。）の実現

- 物理離れが指摘される中学時代に、女子生徒が物理を学び続ける動機となるような啓発的な取り組み
- 女子中・高生が高いレベルの能力を発揮するための女子特有の取り組み
- 工学等を含む、広い意味で物理学を学んで活躍する女性の職業について、人を通じて紹介するロールモデル紹介

#### 4) その他

上記に例示した事項以外にも本事業の趣旨に該当しない斬新な取り組みがあれば、自由に提案してください。但し、一般的な講演会等の開催、団体の管理業務等は、該当しません。

#### 【申請資格】

我が国の物理学及び関連分野における次世代人材育成（中・高校生）を推進する公益性のある活動を行っている団体等

#### 【申請金額】

1 団体（法人等）1 支援対象事業あたり、原則として単年度 50 万円を上限とする。

#### 【申請期間・支援対象活動の実施期間】

- ・第 1 次申請期間：2024 年 11 月 5 日（火）～11 月 7 日（木）の 3 日間  
（支援対象活動の実施期間：2024 年 12 月～2025 年 3 月までの 4 か月間又は、2024 年 12 月～2026 年 3 月の 16 か月間）
- ・第 2 次申請期間：2025 年 2 月 25 日（火）～2 月 27 日（木）の 3 日間  
（支援対象活動の実施期間：2025 年 4 月～2026 年 3 月の 12 か月間）

#### 【支援目安件数】

第 1 次募集、第 2 次募集合わせて、10 件以内とする。

#### 【申請方法】

所定様式により、必要事項を記入・押印の上、PDF 形式で電子メールに添付の上、送信してください。

申請書の応募に際しては、メールの件名に、以下のとおり記入してください。

「IPhO2023 記念事業に関する応募（△△法人〇〇学会）

申請は、電子メールのみです。郵送・持参での受付はしていませんのでご注意ください。

#### 【審査・結果】

提出された申請書を IPhO2023 記念協会において審査します。

審査の過程で、ヒヤリング（zoom ミーティング形式）を行う場合があります。

審査結果を踏まえて、申請期間から概ね 1 か月後に、結果を申請団体に通知します。

採択された場合には、申請書に記載された、団体名、支援対象活動の名称、活動概要等を、IPhO2023 記念協会のホームページで公表します。

#### 【知見・成果等の公表】

本支援に基づく知見・成果等は、関係学会誌等や団体ホームページから公表してください。

なお、公表する場合は、「国際物理オリンピック 2023 記念事業」からの支援を受けた旨の記載してください。（英文表記・・・・・・・・・・・・・・・・）

#### 【留意点】

○主となる対象事業は、1 団体につき、最大 2 事業を申請することができます。

但し、1 つの事業計画で、複数の対象事業を選択した場合、2 事業を選択したことになります。

主要事業以外に関連する事業も該当する場合は、その事業にアンダーラインを付してください。

また、複数事業を選択する場合は、事業目的と経理は明確に区分してください。

○ここに示す公益性のある活動を行っている団体とは、大学、高等学校、高等専門学校を除く、公益社団法人及び公益財団法人、並びに一般社団法人及び一般財団法人を対象とします。

なお、ホームページ等に公益性のある活動として明記されている任意団体、研究会等についても対象とします。

○公益性のある活動を行っているかの判断については、各団体のホームページに掲げている最新の事業紹介、事業報告並びに決算報告等で確認させていただきます。

○事業 KPI（Key Performance Indicator：達成指標）は、可能な限り記入してください。

なお、事業 KPI を明確に示しつつ、具体的な取り組みであると本会事業委員会が判断した場合は、申請額の上限を超えて支援することがあります。